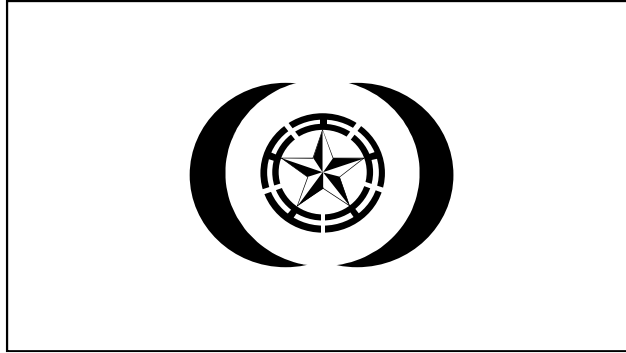


第3期
江別市子どもの読書活動推進計画
(案)

2019年度（平成31年度）～2023年度

江別市教育委員会



江別市旗

江 別 市 民 憲 章

私たちは、屯田兵によってひらかれた江別の市民です。

ひろびろと広がる石狩平野

ゆうゆうと流れる石狩川

緑深い野幌の原始林

今に残る開拓のあしあと

私たちは、この恵まれた郷土の自然と歴史をこよなく愛し、よりよい江別の発展を願いこの憲章を定めます。

- 1、空も緑も美しい、のびのびとしたまちをつくりましょう。
- 1、力をあわせ、産業をさかんにし、豊かなまちをつくりましょう。
- 1、教養を深め、文化のかおり高いまちをつくりましょう。
- 1、健康でたのしい家庭と明るいまちをつくりましょう。
- 1、老人をいたわり、子どもの夢を育てるまちをつくりましょう。

市民憲章告示 1968年（昭和43年）12月24日

江 別 市 教 育 目 標

恵まれた自然と いろどりのある歴史をもった
可能性あふれる 郷土「江別」に誇りをいただき
ひとりひとりが自己を充実させ
豊かな未来を築くために

- 1 常に学習に励み 正しい判断力と 創造性に富む人
- 2 自然をいつくしみ 文化を育てる 感性豊かな人
- 3 心身を鍛え 明るく たくましく生きる人
- 4 健全な家庭と 豊かなまちづくりに 努力する人
- 5 国際的視野に立ち 郷土の発展に 貢献する人

1987年（昭和62年）7月24日制定

目 次

第1章 計画の策定にあたって	
1 子どもの読書活動の意義と計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	2
4 計画の対象	2
第2章 子どもの読書活動の現状と課題	
1 子どもの読書活動の現況	3
2 子どもの読書環境の変化	3
3 国の動向	4
4 北海道の動向	5
5 第2期計画の成果と課題	6
第3章 子どもの読書活動推進のための取組	
計画の体系	11
基本目標1 家庭、地域、学校を通じた社会全体での子どもの読書活動の推進	12
基本目標2 子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備	15
第4章 計画の推進にあたって	
1 計画の点検・評価	17
2 計画の指標	18



第1章 計画の策定にあたって

1 子どもの読書活動の意義と計画策定の趣旨

子どもの読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」（「子どもの読書活動の推進に関する法律*¹」（平成13年法律第154号）第2条）です。

江別市では、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、環境の整備を積極的に推進するため、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」、北海道の「北海道子どもの読書活動推進計画」及び本市の実情等を踏まえながら、2007（平成19）年3月に「江別市子どもの読書活動推進計画」（第1期計画）を策定しました。

さらに、その後の社会情勢や子どもの読書活動を取り巻く状況の変化等を踏まえて国や北海道において計画の改定が行われ、本市においても2014（平成26）年3月に「第2期江別市子どもの読書活動推進計画」（以下、「第2期計画」という。）を策定し、子どもの読書活動を推進してきました。

このたび、2018（平成30）年度で第2期計画の計画期間が終了することから、さらに子どもの読書活動を推進するため、これまでの基本的な考え方を引き継ぐとともに第2期計画の成果と課題を踏まえ、「第3期江別市子どもの読書活動推進計画」（以下、「第3期計画」という。）を策定するものです。

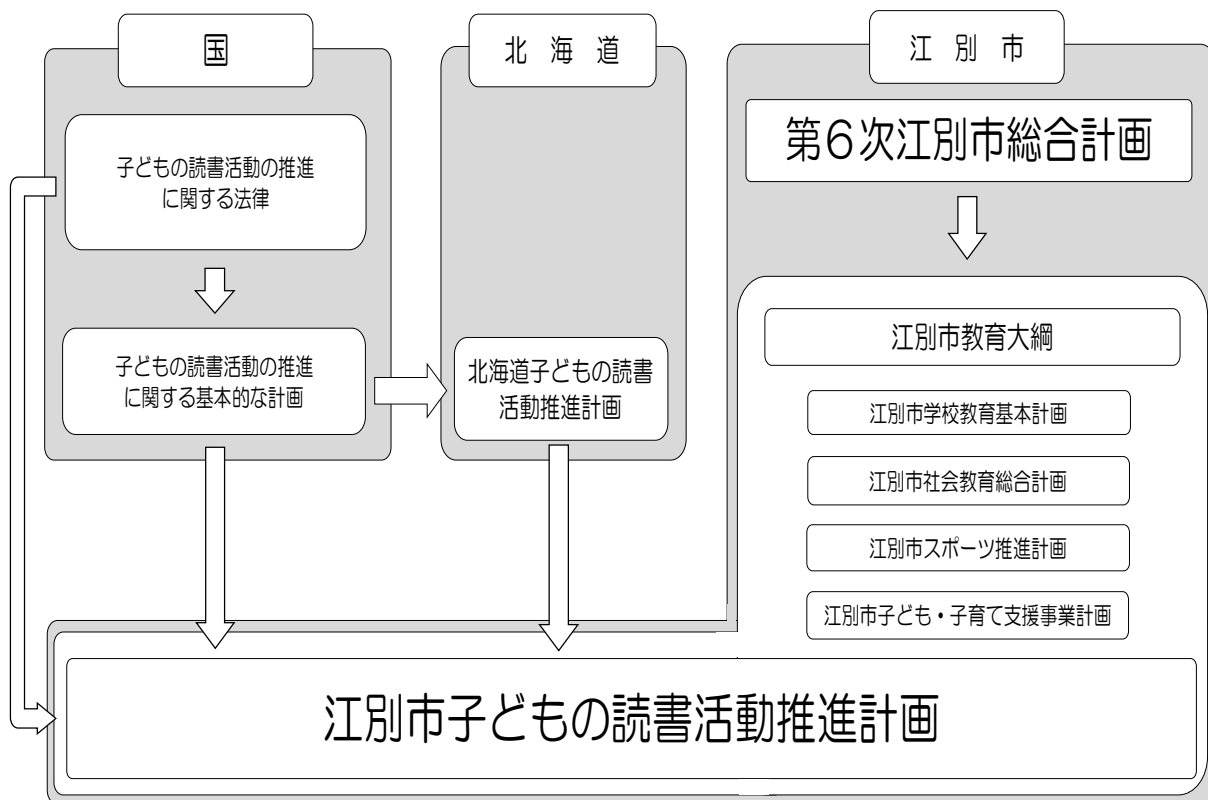
2 計画の位置付け

第3期計画は、子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項に基づき策定し、「江別市総合計画」が示す分野別の政策である「まちづくり政策」に沿って策定される子どもの教育分野の個別計画として位置付けられるものです。

また、「江別市教育大綱」（2015（平成27）年度～2018（平成30）年度）をはじめ、「江別市学校教育基本計画」（2014（平成26）年度～2018（平成30）年度）、「江別市社会教育総合計画」（2014（平成26）年度～2018（平成30）年度）、「江別市スポーツ推進計画」（2014（平成26）年度～2018（平成30）年度）、「江別市子ども・子育て支援事業計画」（2015（平成27）年度～2019年度）などとの整合性も図るものです。

*1 「子どもの読書活動の推進に関する法律」

2001（平成13）年12月に施行された、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、そのための環境整備の推進を求める法律。



3 計画の期間

計画期間は、2019（平成31）年度から5年間とし、必要に応じて計画の見直しを行います。

4 計画の対象

この計画は、すべての子どもとその家庭、地域、学校等の市民及び団体を対象とします。なお、この計画において「子ども」とは、概ね18歳までとします。

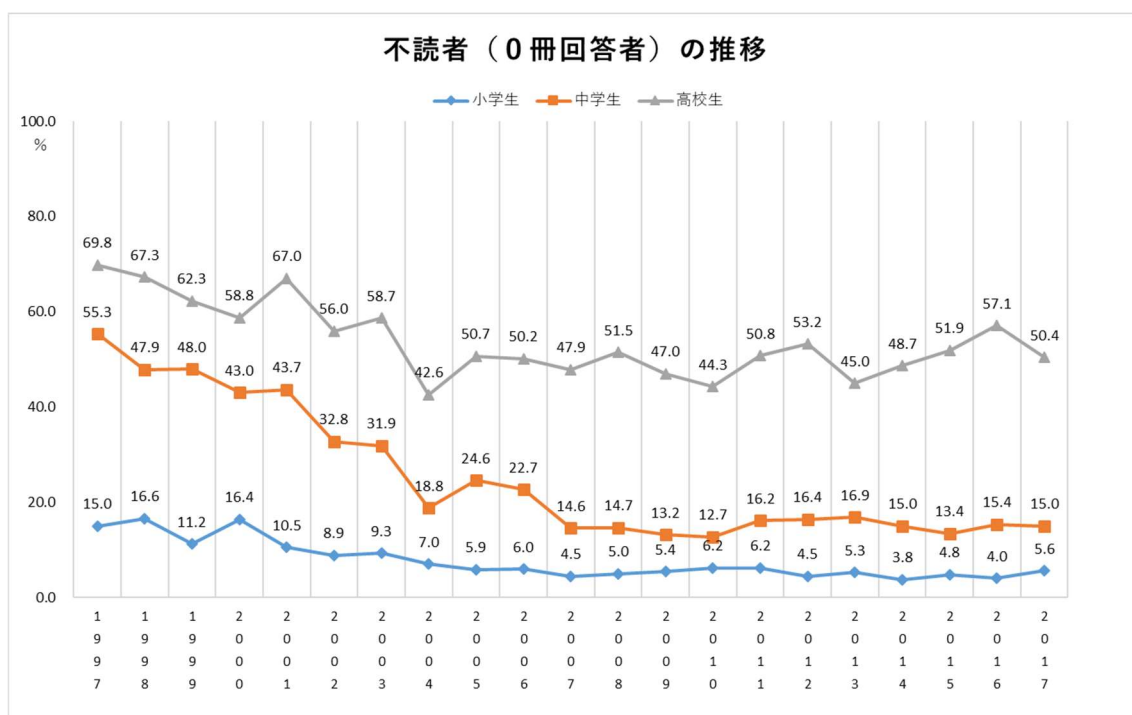


情報図書館 児童図書コーナー

第2章 子どもの読書活動の現状と課題

1 子どもの読書活動の現況

2017（平成29）年に全国の小学生・中学生・高校生を対象に行われた「第63回学校読書調査」（公益社団法人全国学校図書館協議会及び株式会社毎日新聞社）によると、1か月間に一冊も本を読まなかった「不読者」の割合（不読率）は小学生5.6%、中学生15.0%、高校生50.4%という結果になっており、小学生と中学生の不読率は中長期的には改善傾向にあるものの、高校生の不読率は依然として高い状況にあり、学校段階が進むにつれて読書離れが進む傾向が続いています。



（「第63回学校読書調査」より）

2 子どもの読書環境の変化

近年の情報通信手段の普及により、児童生徒のスマートフォンの利用率は年々増加しており、個人が所有する通信ゲームやパソコン等も以前にも増して子どもたちの身近に存在するようになってきました。また、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）等情報通信手段の多様化等、子どもを取り巻く情報環境が大きな変化を見せており、スマートフォン利用の長時間化によって読書活動の時間が減少しているなど、子どもの読書環境にも大きな影響を与えている可能性があり、国は読書環境の変化に関する実態把握と分析等を行う必要があるとしています。

また、情報通信技術（ICT）を利用する時間は増加傾向にあり、あらゆる分野の多様な情報に触れることがますます容易になる一方で、視覚的な情報と言葉の結び付きが希薄になり、知覚した情報の意味を吟味したり、文章の構造や内容を的確に捉えたりしながら読み解くことが少なくなっているのではないかとの指摘もあります。

3 国の動向

国は、2002（平成14）年8月に、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、環境の整備を積極的に推進することを基本理念とする最初の基本計画「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第一次基本計画）を定め、その後、2008（平成20）年3月に第二次基本計画、2013（平成25）年5月に第三次基本計画を定めました。

第三次基本計画の5年間の計画期間中には、子どもの読書活動に関連する、様々な動きがありました。

2014（平成26）年に、学校図書館法の一部改正が行われ、学校司書配置が努力義務化されました。

また、2016（平成28）年に、文部科学省が、学校図書館の運営上の重要な事項について、その望ましい在り方を示した「学校図書館ガイドライン^{*2}」を定めるとともに、2017（平成29）年3月に告示された、新学習指導要領では、学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童生徒の主體的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かすことなど、学校図書館に期待される役割が示されました。

また、2017（平成29）年から、国の新しい「学校図書館図書整備等5か年計画^{*3}」がスタートし、図書整備・新聞配備についての地方財政措置が拡充されるとともに、学校司書の配置が新たに計画の中に盛り込まれました。

そして、第三次基本計画における成果や課題、諸情勢の変化等を検証した上で、2018（平成30）年3月に、第四次基本計画を定めました。

この計画では、全国の図書館の児童用図書の年間貸出冊数が増加していること、全校一斉の読書活動を行う学校の割合が増加したことなどを第三次基本計画の成果とし、一方で、学校段階によって子どもの読書活動の状況に差があることを課題としています。

*2 「学校図書館ガイドライン」

学校図書館の運営に係る基本的な視点や、学校司書の資格・養成等の在り方について一定の指針を得るため、2015（平成27）年に文部科学省が設置した「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」の報告を踏まえ、2016（平成28）年11月に示されたもの。

*3 新しい「学校図書館図書整備等5か年計画」

国が、2017（平成29）年度からの5か年で学校図書館図書標準の達成を目指すとともに、計画的な図書の更新、学校図書館への新聞配備と学校司書の配置拡充を図るため、市町村に対して地方財政措置を講ずるもの。

4 北海道の動向

北海道は、2003（平成15）年11月に「北海道子どもの読書活動推進計画^{*4}」（以下、「第一次計画」という。）を策定しました。その後、2008（平成20）年3月に、「北海道教育推進計画（第四次北海道教育長期総合計画）」の策定と同時に「北海道子どもの読書活動推進計画『次代を担う子どもの心をはぐくむ北の読書プラン』^{*5}」、2013（平成25）年3月に、「北海道子どもの読書活動推進計画『生きる力をはぐくむ北の読書プラン』^{*6}」（以下、「第三次計画」という。）を策定し、読書環境の整備を進めてきました。

さらに、これまでの第一次計画から第三次計画までを引き継ぐとともに、子どもの読書活動に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、2018（平成30）年3月に、「第四次計画」を策定しました。

この計画では、ブックスタート事業^{*7}又はブックスタート事業に準じた事業を実施している市町村が増加していること、全校一斉の読書活動を行っている中学校が増加していること、家や図書館で普段10分以上読書をする児童生徒の割合や読書が好きな児童生徒の割合が、小中学校いずれも増加していることを第三次計画の成果とし、一方で、幼児・児童が1年間に公立図書館等において児童書を借りた冊数は減少していることを課題としています。

この課題に対し、地域住民が気軽に足を運ぶことによって子どもも読書に親しむことができるよう、多様な取組を通して、地域住民の利用促進に努める必要があるとしています。また、引き続き読書習慣の定着に向けた取組や、子どもが読書を楽しむことができるよう取り組む必要があります。



*4 「北海道子どもの読書活動推進計画」

計画期間は、2003（平成15）年度から2007（平成19）年度までの5年間。

*5 「北海道子どもの読書活動推進計画『次代を担う子どもの心をはぐくむ北の読書プラン』」

計画期間は、2008（平成20）年度から2012（平成24）年度までの5年間。

*6 「北海道子どもの読書活動推進計画『生きる力をはぐくむ北の読書プラン』」

計画期間は、2013（平成25）年度から2017（平成29）年度までの5年間。

*7 ブックスタート事業

市町村の保健センター等で行われる乳幼児健康診査の機会に、赤ちゃんと絵本を開くことの大切さや楽しさを保護者に伝えながら、絵本や読み聞かせのアドバイスなどの入ったブックスタート・パケットを無料で手渡す事業のこと。

5 第2期計画の成果と課題

江別市では、第2期計画に基づき、家庭、地域、学校等と連携し、協力しながら、子どもの読書活動を推進する取組を進めてきました。

第2期計画では3つの基本目標ごとに成果指標を設定し、計画の推進状況について検証を行い、成果と課題を次のとおりまとめました。

基本目標1 家庭、地域、学校を通じた子どもの読書活動の推進

1 家庭における読書活動の推進

○成果指標1 「青空子どもの広場」で絵本の読み聞かせを行っている回数

現状値（2012年度） （H24年度）	2014年度 （H26年度）	2015年度 （H27年度）	2016年度 （H28年度）	2017年度 （H29年度）	目標値（2018年度） （H30年度）
40回	51回	31回	31回	取りやめ	→

「青空子どもの広場」の開催に合わせて、3歳～5歳の未就学児を対象とした絵本の読み聞かせを行い、子どもたちが本に親しみ、保護者が子どもの読書に対する関心を高める機会を継続的に提供してきました。

[課題]

計画期間中に他の子育て支援の取組が充実したことにより、参加者が減少しました。この取組は対象を変えて別の事業を実施したことにより取りやめになりましたが、乳幼児を対象とした絵本の読み聞かせは、情報図書館でのおはなし会や保健センターでの乳幼児健診時、子育て支援センターが実施する事業で行っており、乳幼児を対象とした絵本の読み聞かせの機会は充実してきています。

今後も、家庭における子どもの読書活動が進むよう、様々な機関が連携、協力して、効果的な取組を進めていくことが必要です。

2 地域における読書活動の推進

○成果指標2 満1歳未満の乳児をもつ家庭への家庭訪問割合（%）

現状値（2012年度） （H24年度）	2014年度 （H26年度）	2015年度 （H27年度）	2016年度 （H28年度）	2017年度 （H29年度）	目標値（2018年度） （H30年度）
98%	97%	94%	97%	97%	→

※訪問割合：絵本配付人数／満1歳未満の乳児を持つ保護者数

満1歳未満の乳児とその保護者を対象とした「親と子の絵本事業」は、主任児童委員を中心に対象家庭を訪問して絵本を配付しています。乳幼児期から本とふれあう機会を提供し、絵本の読み聞かせによって豊かな情感の交流やゆとりを親子にもたらしとともに、保護者に対して子どもの読書について考える機会の充実を図ってきました。

[成果]

読書のきっかけづくりに重要な乳幼児期に家庭を訪問することで、保護者とともに本とふれあう機会を、確実に提供することができています。

今後も、引き続き、乳幼児期から読書活動を支援する取組を進めていくことが必要です。

基本目標2 子どもの読書活動を推進するための環境の整備

1 子どもにとって望ましい読書環境づくりの推進

○成果指標1 情報図書館における児童書の冊数

現状値（2012年度） （H24年度）	2014年度 （H26年度）	2015年度 （H27年度）	2016年度 （H28年度）	2017年度 （H29年度）	目標値（2018年度） （H30年度）
103,708冊	99,757冊	103,449冊	104,877冊	107,505冊	→

情報図書館を、読みたい本を自由に選び、読書の楽しみを知ることができる場所とするために、児童書の充実に努め、児童書の蔵書の整備を進めてきました。

[成果]

児童書の集計方法を変更したため、冊数は一時減少しましたが、2015（平成27）年度に江別太小学校で学校図書館の地域開放を始めたことによって整備が進み、それに伴って児童書の蔵書が増加しました。

子どもが読みたいとき、調べたいときに必要な本を手にすることができるよう、引き続き、児童書等の整備を進めていくことが必要です。

2 情報図書館の学校等への支援

○成果指標2-① 支援司書による「総合的な学習の時間」等への対応件数

現状値（2012年度） （H24年度）	2014年度 （H26年度）	2015年度 （H27年度）	2016年度 （H28年度）	2017年度 （H29年度）	目標値（2018年度） （H30年度）
20件	40件	23件	20件	20件	→

○成果指標 2-② 「総合的な学習の時間」等のために学校へ提供した資料の貸出数

現状値（2012年度） （H24年度）	2014年度 （H26年度）	2015年度 （H27年度）	2016年度 （H28年度）	2017年度 （H29年度）	目標値（2018年度） （H30年度）
525冊	935冊	691冊	620冊	405冊	→

情報図書館の支援司書は、学校と連携して「総合的な学習の時間」等に関する選書等の相談に応じる支援をしています。

[課題]

支援司書による学校への対応件数は減少傾向にありますが、学校図書館の活性化や児童生徒が利用しやすい環境の維持のために、学校図書館の改善、充実が図られるよう、継続して支援していくことが必要です。

また、小中学校の学習支援のため、情報図書館所蔵図書の貸し出しを行っている中で、「総合的な学習の時間」等のために学校へ提供した資料の貸出数が、2012（平成24）年度数値は上回ったものの2017（平成29）年度に減少したのは、学校図書館の環境整備が進んできたことが要因として考えられることから、継続して学校図書館の環境を整備していくことが必要です。

3 学校図書館における取組

○成果指標 3-① 情報図書館から学校に対する朝読書用図書の貸出数

現状値（2012年度） （H24年度）	2014年度 （H26年度）	2015年度 （H27年度）	2016年度 （H28年度）	2017年度 （H29年度）	目標値（2018年度） （H30年度）
4,850冊	6,428冊	6,998冊	7,298冊	10,053冊	→

市内のほとんどの小中学校で授業が始まるまでの時間を利用した朝読書を実施していますが、各校の要望に応じ、情報図書館が所蔵する図書を貸し出しております。

[成果]

これまで情報図書館所蔵図書を利用していない学年があった学校が、全学年で貸出を利用したことにより貸出冊数が増加しました。現在、朝読書は市内のほとんどの小中学校で実施されるようになり、それに応じて、情報図書館からの貸し出し冊数も増加しています。

朝読書のような読書の機会を確保していくため、引き続き情報図書館と学校との連携によって読書活動推進の取組を支援していくことが必要です。

○成果指標 3－② 学校図書館の蔵書率*⁸

現状値（2012年度） （H24年度）	2014年度 （H26年度）	2015年度 （H27年度）	2016年度 （H28年度）	2017年度 （H29年度）	目標値（2018年度） （H30年度）
74.9%	82.5%	87.0%	91.9%	94.5%	→

[成果]

蔵書率の低い学校に対して重点的に図書の充実に努めたことにより、学校図書館の蔵書整備を進めることができました。

引き続き、蔵書の整備を進めるとともに、学校図書館の図書や学校図書館がさらに利活用されるよう取組を進めていくことが必要です。



学校司書（巡回）による選書のサポート（野幌若葉小学校）

* 8 「蔵書率」

蔵書冊数 ÷ 「学校図書館図書標準」に定める図書標準冊数。

基本目標3 子どもの読書活動の普及・啓発

1 情報図書館における普及・啓発

○成果指標1 図書館主催おはなし会等の開催回数

現状値（2012年度） （H24年度）	2014年度 （H26年度）	2015年度 （H27年度）	2016年度 （H28年度）	2017年度 （H29年度）	目標値（2018年度） （H30年度）
314回	326回	337回	343回	327回	→

絵本の読み聞かせなどをするおはなし会等を開催し、子どもが読書の楽しさを知り、本に興味を持ち続けられるよう、読書活動の啓発に向けた取組を行いました。

[成果]

個人ボランティアやボランティア団体と連携、協力して、おはなし会等を実施してきており、新たに赤ちゃんを対象としたおはなし会を行うことによって開催回数を増やし、本に親しむ機会の充実を図ることができました。

子どもの読書活動を進めるためには、その意義や重要性について、広く市民の理解や関心を高める必要があります。そのためには、引き続き、子どもの読書活動の啓発を図る取組を進め、市民の読書に対する興味や関心を高めていくことが必要です。

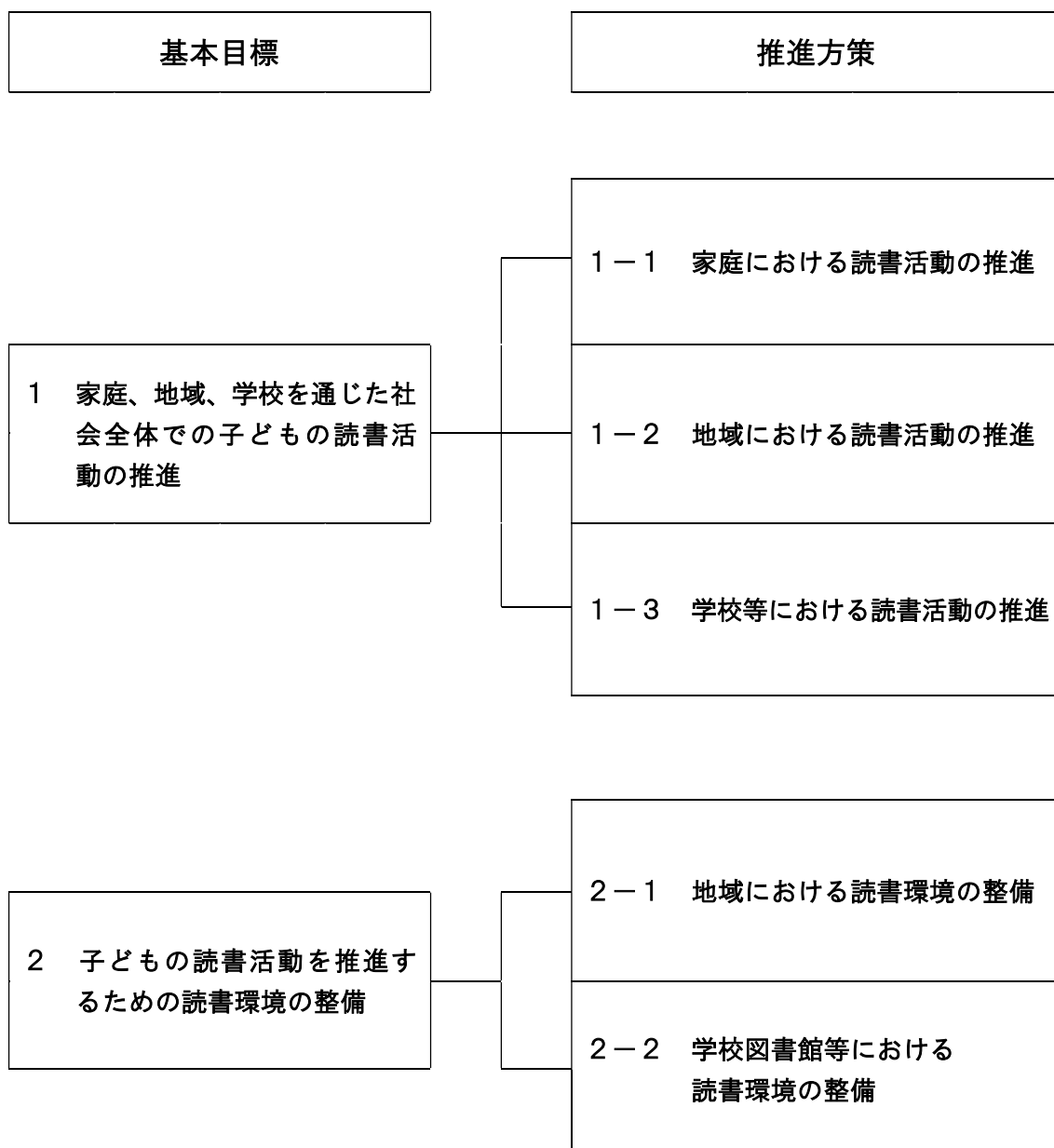


（おはなし会スペシャル）

第3章 子どもの読書活動推進のための取組

第3期計画は、第2期計画期間における成果と課題、国及び北海道の動向、諸情勢の変化などを検証した上で、主に北海道の第四次計画に準拠しながら策定するものとし、二つの基本目標を設定し、社会全体で子どもの読書活動を進めるために取り組んでいきます。

計画の体系



基本目標1 家庭、地域、学校を通じた社会全体での子どもの読書活動の推進

子どもの読書習慣を定着させ、自主的な読書活動を推進するためには、家庭、地域、学校等社会全体で読書活動を推進する取組を進めていく必要があります。そのためには、家庭、地域、学校等が推進に向けたそれぞれの役割を明確にすることとともに、関係機関や団体等と連携し、相互に協力しつつ、子どもの発達の段階に応じて多様な取組を進めていくことが重要です。

【推進方策1-1】家庭における読書活動の推進

《推進の方向性》

子どもの読書習慣は日常の生活を通して形成されることから、読書活動が家庭において習慣となるよう、保護者が積極的に取り組むことが重要です。

家庭での読書活動を定着させるには、絵本の配付や読み聞かせなど、乳幼児期からの読書活動の重要性を伝えながら、保護者が子どもの読書について考える機会の提供と、就学後も引き続き家庭での読書が習慣となる取組が必要です。

【推進に向けた取組】

- 情報図書館や学校・子育て支援センター・幼稚園・保育園等を通して、保護者への「読み聞かせ」や家庭における読書活動の重要性の普及・啓発
- 満1歳未満の乳児とその保護者を対象とした「親と子の絵本事業」における、対象家庭の訪問と絵本の配付
- 保健センターで実施される乳幼児健康診査時における読み聞かせと、情報図書館の利用案内等に関する情報提供
- 読書履歴を記録する読書ノートの配付

【推進方策1-2】地域における読書活動の推進

《推進の方向性》

子どもの読書活動を一層充実させるためには、その意義と重要性などについて、広く地域住民や保護者へ啓発することが求められます。

そのため、情報図書館が、図書や読書活動に関する多くの情報を発信し、関係機関やボランティア等と連携して子どもの読書活動を推進する取組が必要です。

【推進に向けた取組】

- 子ども発達支援センターと情報図書館との連携・協力による、発達に障がいや遅れのある子どもの読書活動の推進
- 家庭文庫*⁹の活動状況の把握と、連携に向けた取組の検討
- 子ども向けの新着図書や推薦図書の周知
- 「おはなし会」の普及
- 「子ども読書の日*¹⁰」「こどもの読書週間*¹¹」における行事の実施
- 読書週間における行事の実施
- 小学校・中学校・高等学校に対する啓発広報
- 広報誌、ホームページによる情報発信

【推進方策1－3】学校等における読書活動の推進

〈推進の方向性〉

乳幼児期は、絵本の読み聞かせなどを通して新たな世界に興味や関心を広げる時期であると言われており、幼稚園・保育所等では、子どもが様々な本に触れる機会を増やすことが望まれます。

また、小学生・中学生・高校生期においては、学校図書館における多様な読書活動を工夫して、子どもが多く語彙や多様な表現に触れ、新たな考え方に会う読書の機会を充実することが求められます。それとともに、授業や様々な教育活動を通して学校図書館を計画的に活用し、主体的・対話的で深い学びの実現や子どもの情報活用能力の育成を図ることが望まれます。

また、読書の楽しさを知った子どもには、各教科や総合的な学習の時間、特別活動等を通して、さらに多様なジャンルの図書に出会う機会を与えることが重要です。

このほか、読書活動の輪が広がるよう読書の楽しさを他の子どもたちに伝えたり、共有したりできるよう指導を工夫する必要があります。

*9「家庭文庫」

個人が自宅を開放し、図書の閲覧や貸し出し、子どもを対象とした「おはなし会」や読み聞かせを行う私設の図書館類似施設のこと。

*10「子ども読書の日」

「子ども読書の日」は、4月23日。国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を高めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（2001（平成13）年）によって制定されたもの。

*11「こどもの読書週間」

「こどもの読書週間」は、4月23日～5月12日。「幼少の頃より書物に親しみ、読書の喜びを身に付けてほしい」という趣旨のもと、1959（昭和34）年に、社団法人読書推進運動協議会によって制定されたもの。

【推進に向けた取組】

- 幼稚園や保育園等における、子どもが本に親しむ活動の充実
- 幼稚園や保育園等に対する情報図書館に関する読書情報の提供
- 幼稚園や保育園等と情報図書館との連携による、子どもが本に親しむための取組の推進
- 学校における「朝読書」の継続
- 学校の教育活動全体を通じての多様な読書指導の展開
- 各学校における読書週間の普及・啓発
- 各教科、総合的な学習の時間、特別活動等における学校図書館の利活用の促進
- PTAや学校支援地域本部等のボランティアによる読書活動の推進
- 学校の図書委員等による図書の推薦
- 障がいの程度に応じた子どもの読書活動の推進
- 情報図書館を活用した不登校児童生徒への読書活動推進に向けた場所と機会の提供
- 学校図書館への司書配置（巡回）の継続
- 学校向けの情報図書館利用案内の作成
- 司書教諭^{*12}の配置
- 昼食時における校内放送の活用（新刊図書の紹介やブックトーク^{*13}など）
- 読書に係る活動や学校図書館に係る行事の実施
- 校内での図書の展示や読書活動の啓発に向けた掲示の工夫



学校司書（巡回）が飾りつけた学校図書館（対雁小学校）

*12 司書教諭

学校図書館法において、学校図書館の専門的職務を担う教員。12学級以上の学校には必置。教諭として採用された者が学校内の役割としてその職務を担当し、学校図書館資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導等を行う。

*13 ブックトーク

読書意欲を喚起したり、学習への活用を勧めたりするため、特定のテーマに沿った複数の本について、粗筋を説明したり、一部分を朗読したり、挿絵を見せたりするなどして紹介する活動。

基本目標２ 子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備

子どもの読書習慣を形成するためには、子どもの発達の各段階を踏まえた読書活動に取り組むことができるよう、読書環境の整備を進める必要があります。

そのためには、子どもが読書の楽しさを知るきっかけをつくとともに、読書活動の推進に向けた場所や機会の提供などを通じて、望ましい読書環境づくりに努めることが重要です。

【推進方策２－１】地域における読書環境の整備

〈推進の方向性〉

子どもの読書活動を推進するためには、子どもが好きな本を手にとったり、興味に合った資料を調べたりすることができるよう、読書環境を整備する必要があります。

そのためには、学校や情報図書館等が、実態を踏まえ、読書活動の推進に向けた場所や機会を提供することによって、望ましい読書環境づくりに努めることが重要です。また、それぞれが相互に連携することで、より効果的な機会を提供することが望まれます。

【推進に向けた取組】

- 情報図書館における優良な図書の周知
- 情報図書館における児童書の蔵書の充実
- 情報図書館における「おはなし会」の実施
- 情報図書館における職員を対象とした研修の充実
- 読み聞かせボランティアの育成
- 小中学校図書館と情報図書館が連携した読書活動に関する会議の開催
- 学校が行う情報図書館見学への対応
- 図書館業務の体験を通して読書の大切さについて理解を深めることを目的とした中学生・高校生の就業体験の受け入れ
- 学校への図書の団体貸出
- 発達に障がいや遅れのある子どもに対応した資料の整備・充実

【推進方策２－２】学校図書館等における読書環境の整備

〈推進の方向性〉

幼稚園・保育所等においては、幼児が様々な本と出会うことのできる読書環境を整備することが望まれます。

学校図書館は、児童生徒の読書活動や児童生徒への読書指導の場である「読書センター」としての機能と、児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容

を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能とともに、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有しています。

学校図書館がこのような機能を発揮することができるよう、十分な資料を備え、子どもが活用しやすい環境を整備することが求められます。

そのためには、司書資格を持つ者が学校図書館の運営に携わり、学校図書館の環境づくりを進めていくことが重要です。

【推進に向けた取組】

- 幼稚園や保育園等における、保護者やボランティアとの連携による絵本コーナー等の整備
- 学校司書^{*14}（巡回）、支援司書^{*15}による学習支援
- 学校司書（巡回）、支援司書による学校図書館の環境整備への支援
- 学校図書館担当教諭及び司書教諭に対する研修の充実
- 保護者やボランティアとの連携による学校図書館の飾り付け等の工夫
- 自主的・主体的な学びを支援し、豊かな心と感性を育む図書や資料の充実による蔵書率の向上
- 学校図書館担当教諭及び司書教諭による児童生徒の図書委員会活動への指導
- 情報図書館との連携強化



学校司書（巡回）の活動の様子（大麻東小学校）

*14 学校司書

専門的な知識・経験を有する学校図書館担当職員。小・中学校の学校図書館において施設や資料の整備、資料の貸出、子どもたちへの読書案内や広報活動など、司書に当たる業務を行う。江別市では、情報図書館が学校担当の司書を採用し、巡回方式で学校に配置している。

*15 支援司書

江別市では学校を巡回している司書のほかに、学校への支援を担当する支援司書を情報図書館に配置している。支援司書は、朝読書用図書の準備、「総合的な学習の時間」への支援、巡回している学校以外の学校の様々な要望への対応等を行っている。

第4章 計画の推進にあたって

1 計画の点検・評価

本計画を効果的に推進するため、市健康福祉部、教育部からなる「江別市子どもの読書活動推進委員会」において、本計画の進捗状況を把握し検証します。

江別市子どもの読書活動推進委員会では、関係機関や団体等との情報交換等を通じて、計画の進捗状況を把握するとともに、設定した指標を用いて客観的に評価し、計画の成果や課題の検証を行い、施策の推進や改善を図っていきます。

※「江別市子どもの読書活動推進委員会」の構成

- (健康福祉部) 保健センター参事、子育て支援室子育て支援課長、
子育て支援室子ども育成課長、子育て支援室子ども発
達支援センター長
- (教育部) 次長、総務課長、学校教育課長、生涯学習課長、
情報図書館長
- (事務局) 情報図書館



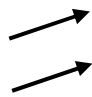




2 計画の指標

第2期計画では、目標を達成するために実施した取組の事業量を表す指標を成果指標として設定しました。

第3期計画では、計画の成果や推進状況を表す指標を次のとおり設定します。

成果指標

基本目標1 家庭、地域、学校を通じた社会全体での子どもの読書活動の推進

指 標	現状値 2017（平成29）年度	目標値 2023年度
学校の授業時間以外に、普段（月～金曜日）、1日当たり10分以上読書する子どもの割合（注）	小学校6年生 62.7% 中学校3年生 55.2%	
学校図書館における児童生徒一人当たりの年間図書貸出冊数	25.9冊	
情報図書館における18歳以下の利用者一人当たりの年間図書貸出冊数	5.4冊	
情報図書館・保健センター・子育て支援センターが行う読み聞かせの回数	521回	
満1歳未満の乳児とその保護者を対象とした「親と子の絵本事業」における、対象家庭への訪問割合	97.3%	

（注）「全国学力・学習状況調査^{*16}」において、「学校の授業時間以外に、普段（月～金曜日）、1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか（教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）」の質問に対して「10分以上」と回答した市内児童生徒の割合

*16 全国学力・学習状況調査

全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、各地域における児童生徒の学力・学習状況を把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、改善を図るとともに、各教育委員会、学校等が全国的な状況との関係において、自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握し、改善を図ることを目的として、国が2007（平成19）年度から実施している調査のこと。対象は、小学校第6学年児童及び中学校第3学年生徒。

基本目標2 子どもの読書活動を推進するための読書環境の整備

指 標	現状値 2017（平成29）年度	目標値 2023年度
情報図書館における児童書の冊数	107,505冊	➔
学校図書館図書標準 ^{*17} を達成している学校の割合	23.1%	➔
学校司書（巡回）、支援司書による学校への対応回数	778回	➔



***17 学校図書館図書標準**

公立の義務教育諸学校において、学校図書館の整備を図る際の目標として、学級数に応じて設定した標準冊数のことであり、1993（平成5）年3月に文部省（当時）が定めたもの。